

工事費内訳書の不備等により入札を無効とする場合について

法務省大臣官房施設課

入札に際して提出を求めている工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の確認を厳正かつ効率的に実施するため、下記の取扱いをすることとしましたので留意願います。

記

提出された内訳書が別表に掲げる事項に該当する場合には、法務省競争契約入札心得第7条第11号に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効とします。

なお、上記の趣旨については、内訳書提出対象工事の入札説明書等においてお知らせしますので、必ず確認願います。

(参考)

法務省競争契約入札心得

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 入札書の提出期限後に到達した入札
- 三 委任状を提出しない代理人のした入札
- 四 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- 六 記名押印を欠く入札
- 七 金額を訂正した入札
- 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 九 明らかに連合によると認められる入札
- 十 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の入札
- 十一 **その他入札に関する条件に違反した入札**

別表

1 未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (1) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）
- (7) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (8) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

2 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 入札説明書等に明示した項目を満たしていない場合

3 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

4 記載事項に誤りがある場合

- (1) 発注者名に誤りがある場合
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 提出者名に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない場合

5 その他未提出又は不備等がある場合